岡山市社会福祉協議会改革方針

2019～2023 年度

2019 年 2 月

社会福祉法人

岡山市社会福祉協議会

目次

第１章　方針策定の趣旨 2
　１．方針の位置付け 3
　２．方針の期間 3
　３．方針の推進にあたって 3
第２章　社会福祉協議会の概要 4
　１．社会福祉協議会とは 4
　２．岡山市社会福祉協議会の役割 5
第３章　現状と課題 8
　１．財政状況について 8
　２．赤字の要因 11
　３．これまでの見直しについて 13
　４．組織体制について 14
　５．将来推計 16
第４章　改革の方向性 16
　１．論点の整理 16
　２．方向性 17
第５章　改革の具体的内容 18
　１．民間で実施可能な事業の移管・廃止 18
　２．財政基盤の強化 19
　３．社協が担うべき機能の強化 21

第１章　方針策定の趣旨

１．岡山市社会福祉協議会は、社会福祉法に掲げる事業を行う地域福祉を推進する団体として、住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設など福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、福祉のまちづくりを目指した活動を行ってきました。

２．現在、共働き世帯の増加や、高齢者の増加、現役世代の減少により、子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる一方、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、家庭および地域の支援力が低下しています。さらに、介護・障害・子育て・生活困窮などの課題が絡み合って、個人や世帯単位で複数の課題を抱えるなど、分野ごとに整備された縦割りの社会保障制度だけでは、対応が難しいケースが浮き彫りになっています。

３．これらの社会変化に対応するため、国は「地域共生社会」の実現を目指した改革を行っていく方針を掲げ、平成２９年の社会福祉法が改正され、市町村に対し、地域福祉活動を行う者への支援や、生活困窮者等、複合課題を抱える人への支援が努力義務化されました。このような支援は、従来から社会福祉協議会が実質的にその役割を担っており、岡山市社会福祉協議会の責務がより重要となっています。

４．さらに、平成３０年７月西日本豪雨災害の発生に対し、岡山市社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを運営し、支援を必要とする被災者へボランティアを派遣するコーディネート役として重要な役割を果たしました。災害を経験し、自助・互助の重要性が再認識される中、通常時から地域での自助・互助活動を支援する岡山市社会福祉協議会の役割はますます重要となっています。

５．このような状況の中、岡山市社会福祉協議会は活動の基盤となる財政運営を安定させるため、平成２７年２月に「財政の健全・安定化に向けた経営方針」を策定し、見直しを進めてきましたが、その後、単年度収支において、３年連続して、３０００万円規模の赤字が発生しました。

６．この要因は、将来的な予測が不十分であったことや、それを踏まえて収入の大部分を占める岡山市からの補助金の在り方について十分な議論ができていなかったことです。

７．このため、岡山市は、平成３０年３月に「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）」を策定し、岡山市社会福祉協議会が中心として進めていく事業を位置づけました。そして、平成２９年度から計画を策定する中で、岡山市社会福祉協議会が本来担う事業を着実に実施するために、事業の見直しや財政基盤の強化について岡山市と岡山市社会福祉協議会で協議を重ねてきました。

８．こうした中、改革に実行力を持たせるためには、計画的に岡山市社会福祉協議会の事業・組織体制の見直しを行っていく必要があることから、本改革方針を新たに策定し、中期的な視点に立ち、改革を行っていくこととします。

１．方針の位置付け

（１）本方針を岡山市社会福祉協議会の中期的な方針と位置付け、岡山市社会福祉協議会は事業・組織体制の見直しを行っていくとともに、岡山市に対して岡山市社会福祉協議会の活動に必要な補助金などの支援を計画的に行うよう求めていきます。

（２）岡山市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」、「発展・強化計画」は本方針を踏まえ、次期改定を行っていきます。

２．方針の期間

２０１９年～２０２３年の５年間とします。

３．方針の推進にあたって

（１）岡山市社会福祉協議会が設置する「総務財政委員会」において、毎年度、進捗状況の管理・評価を行っていきます。

（２）また、岡山市との協議を毎年度、定期的に開催し、進捗状況や施策を進める上での課題などについて協議し、課題解決に向けて必要な取組を岡山市とともに進めてまいります。

第２章　社会福祉協議会の概要

１．社会福祉協議会とは

（１）社会福祉法に位置づけされている、住民、ボランティア団体、民生委員児童委員、社会福祉施設など福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、福祉のまちづくりを目指した活動を行っている団体です。

（２）市区町村、都道府県を単位に設置されており、平成１２年の社会福祉法改正により、社会福祉協議会の目的が「地域福祉の推進」であることが明記されました。

【社会福祉法　第 109 条】（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※地域福祉とは

地域で安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

例：子ども・高齢者の孤立を防ぐための見守り

いきいきサロンなどの通いの場の創設による閉じこもりの解消

ボランティアの活動促進（ボランティアセンター）

２．岡山市社会福祉協議会の役割

（１）岡山市では、本市の保健・医療・福祉施策の基本となる指針を総合的に定める「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）」において、岡山市社会福祉協議会を、「地域福祉を推進するための中核的な団体として社会福祉法第 109 条に位置づけられており、地域共生社会を推進する中心的な担い手となることから、市と社会福祉協議会が地域共生社会の実現に向けて一体的に施策を進めていく」団体と位置づけています。

（２）具体的には、岡山市社会福祉協議会の主軸となる事業を次の４事業としています。

①地域支え合いの推進
②生活困窮者支援と総合相談支援体制の構築
③権利擁護の推進
④社会福祉事業を行う団体などとのネットワークづくり

（３）この方針を踏まえ、岡山市社会福祉協議会は地域住民をはじめとする多様な主体の参画・協働を具体的に進めるための計画として「岡山市地域福祉活動計画」を策定し、各種施策を進めています。

（４）また、平成３０年７月西日本豪雨災害において、岡山市社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを運営し、支援を必要とする被災者へボランティアを派遣するコーディネート役として重要な役割を果たしました。災害を経験し、自助・互助の重要性が再認識される中、通常時から地域での自助・互助活動を支援する岡山市社会福祉協議会の役割はますます重要となっています。

岡山市社会福祉協議会の主な事業内容

１．共に助け合い・支え合いのまちづくり	**社協支部・地区社協活動の推進**
	ふれあい・いきいきサロン事業
	子どもの居場所づくり相談窓口設置事業
	見守り・声かけ推進事業
	生活支援サービス体制整備事業
２．人づくり　ボランティアの心を育むまちづくり	ボランティアセンター事業
	生涯現役社会づくり事業
	災害ボランティアセンター事業
３．ニーズを受けとめ、寄り添う体制づくり	心配ごと相談事業（ひまわり福祉相談センター事業）
	高齢者・障害者無料法律相談事業
	包括的支援体制構築事業
	生活困窮者自立支援事業
	地域における公益的な取り組み（社会福祉法人との連携）
	権利擁護センター事業
４．安心して暮らせるためのサービスへの取り組み	介護保険事業
	身体障害者居宅介護事業・障害者自立支援事業
５．見える社協づくり	社協だよりの発行
	ホームページ・フェイスブックによる情報発信

※第 3 次地域福祉活動計画（平成 30 年度～平成 32 年度）を基に作成

※太字は、岡山市と一体的に進めていく事業であり、岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）平成３０（２０１８）～３２（２０２０）年度に示された４事業

平成30年度岡山市社協事務局体制

（平成30年11月1日現在）

正・・・正規職員　非・・・非正規職員

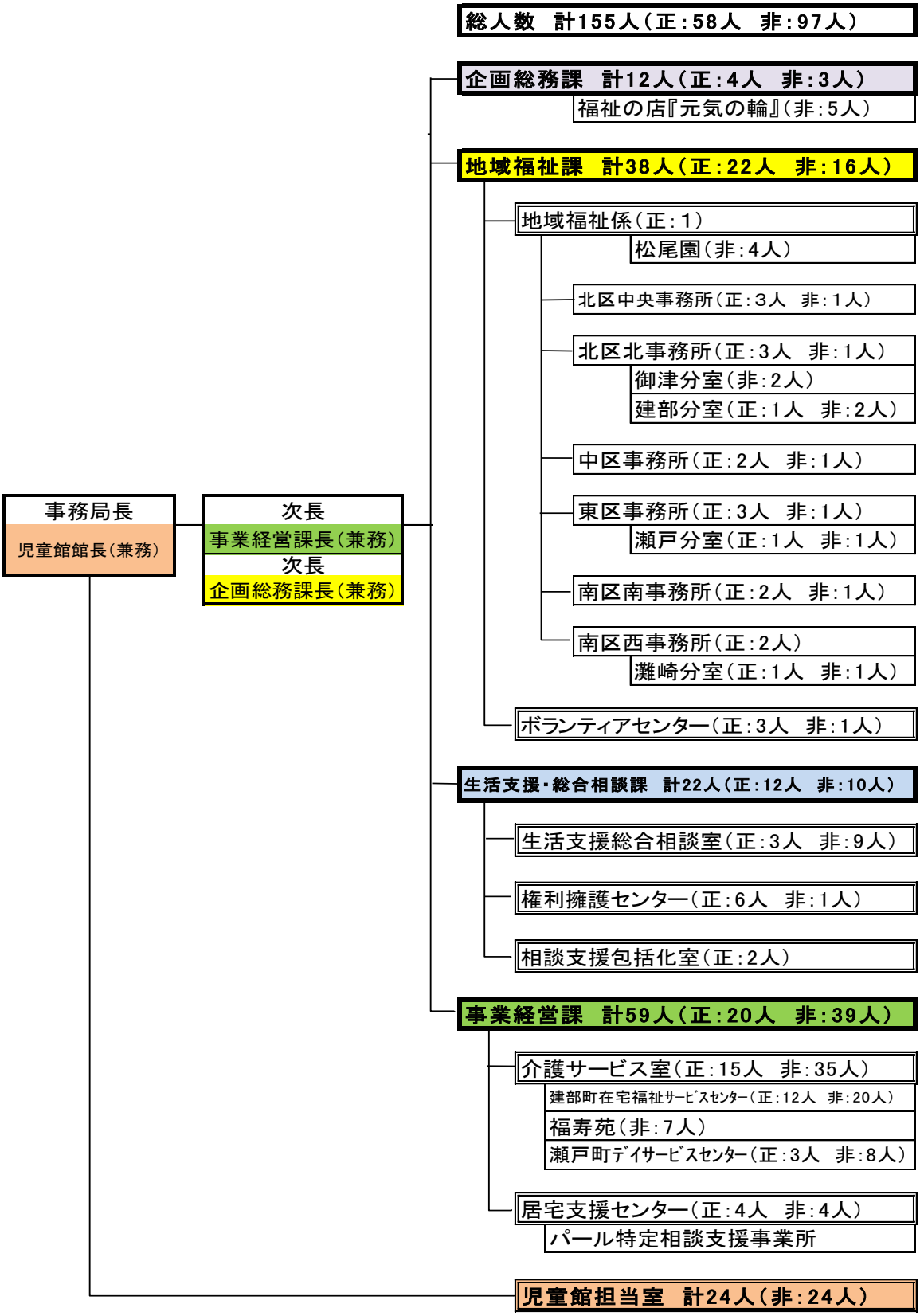

第３章　現状と課題

１．財政状況について

（１）収入の５５％は市からの補助金・受託金

収入は市からの補助・受託金が全体の５５％と最も多く、障害福祉サービス・介護保険事業が３０％、寄付金等の自主収入が４％となっており、収入の大部分は市からの補助・受託金となっています。

収入内訳・金額　（単位:千円）

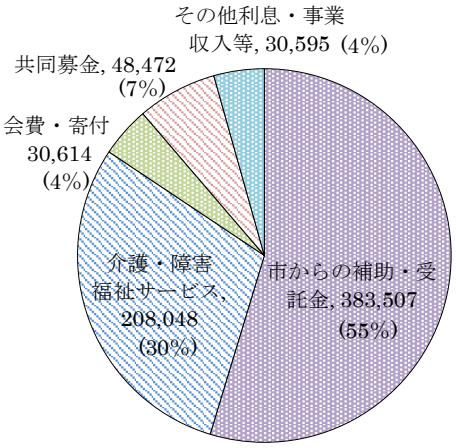

（２）支出の６８％は人件費

①支出は、事業活動について、地域福祉活動、総合相談、ボランティア活動支援など住民に寄り添う人的支援が中心となっていることから、人件費が全体の６８％と大部分を占めています。

②政令市の社会福祉協議会の平均は、人件費が６６％、事業費・事務費が２１％と、本市と同様の傾向です。

支出割合（岡山市）

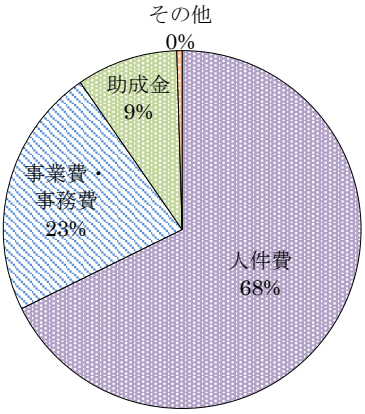

支出割合(政令市平均)

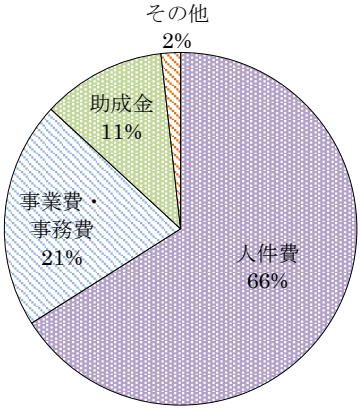

（３）市から社会福祉協議会へ適正な財政支出が必要

社会福祉協議会の活動は市町村の福祉を増進し、誰もが住み続けられる環境を作ることを目的としているものであることから市町村の行政目的と一致し、これを助長する役割を果たすものであり、かつ市町村も協議会の１構成員となるものであることから、社会福祉協議会が健全な財政運営を推進し、本来目的を果たせるよう市町村が社会福祉協議会に適正な補助・委託金等を支出することが必要となっています。

○「小地域社会福祉協議会の整備について」
（昭和２７年５月２日　社乙発第７７号　各都道府県知事あて厚生省社会局長通知）
「町村等小地域における協議会の経費は、共同募金よりの分配金及び構成員からの会費等をもって充てられるべき性質のものであるが、**協議会活動は、町村の福祉を増進し、住みよい環境をつくることを目的としているものであることから結局町村の行政目的と一致し、これを助長する役割をも課すものであり、且つ町村当局も当然協議会の一構成員となるのであるから、分担金とか委託金とかを支出されるよう指導されたいこと**。なお、中央においても地方財政平衡交付金に市町村社会福祉協議会交付金として財政措置を講じているから承知願いたいこと。」

○「社会・援護局関係主管課長会議資料」
（平成２１年３月２日　厚生労働省社会・援護局）
「今後、社会福祉協議会が地域福祉を推進する組織として役割を十分に発揮し、開拓性、即応性、柔軟性を生かした事業展開が可能となるよう**＜地域福祉活動を調整する役割を担う者（地域福祉のコーディネーター）＞等の専門的人材（社会福祉士等の有資格者）を配置することが重要であると考えていることから、各自治体においては所要の財政措置に配意されたい。**」

（４）近年、赤字が拡大し、財政運営が困難な状況

①こういった背景の下、全国の市町村が各市町村の社会福祉協議会に対し、補助金等を支出し、岡山市においても、地域福祉活動、ボランティア等に従事する職員の人件費約７０％を補助し、残り約３０％を他の自主収入で賄ってきました。

②しかし、近年、収支が悪化し、ここ３年（平成２７年度～２９年度）は３０００万円規模の実質赤字が続いており、さらに収支は悪化する見込みです。

③これまでは基金を取り崩すことで収支を均衡させてきましたが、平成３０年度末の基金残高は約２０００万の見込みであり、このままでは平成３１年度末で基金は尽きる見込みです。

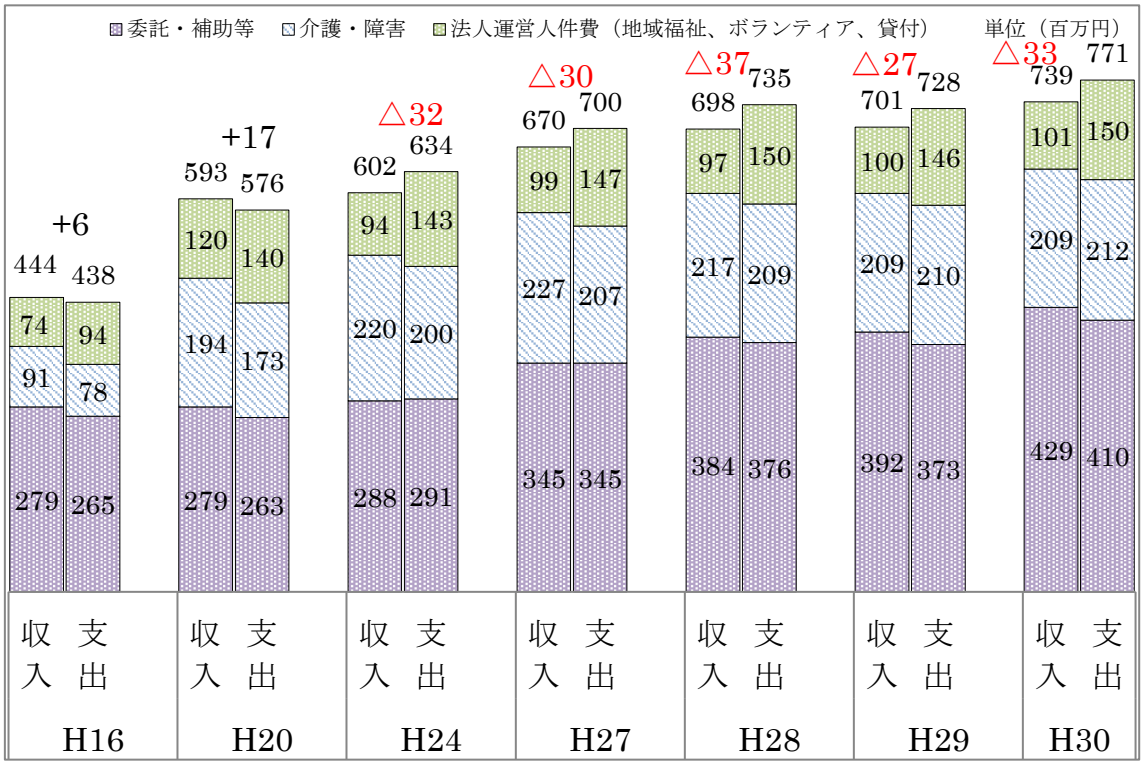

（合併前）　（合併後）

※（～H29 決算ベース）（Ｈ３０推計ベース）

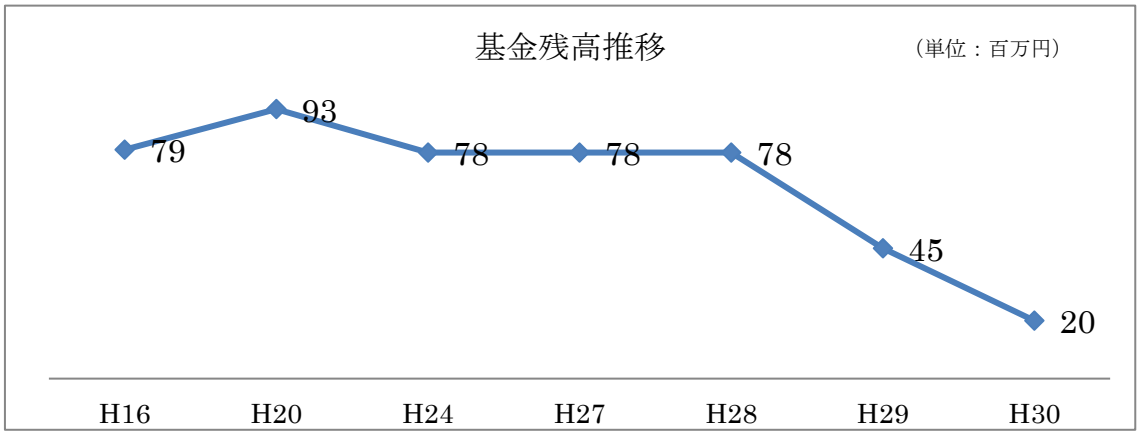

※（～H29 決算ベース）（Ｈ３０推計ベース）

２．赤字の要因

（１）障害福祉サービス・介護保険事業収益の悪化

①障害福祉サービス・介護保険事業については、サービスが少なかった時代に公的サービスとして提供してきており、そもそも収支差を補うものではありませんでした。

②また、介護保険事業については旧岡山市では実施していませんでしたが、平成１９年の建部町・瀬戸町合併によりそれぞれの社会福祉協議会が行っていた事業を引き継いでいます。

③現在は民間事業者の事業参入などによりサービス利用者や従事者の確保が難しく、収益改善が困難な状況となっています。

④この事業の収益は、平成２５年には約２３００万円の黒字でしたが、平成２９年度には約２００万の赤字となっており、赤字は今後さらに拡大する見込みです。

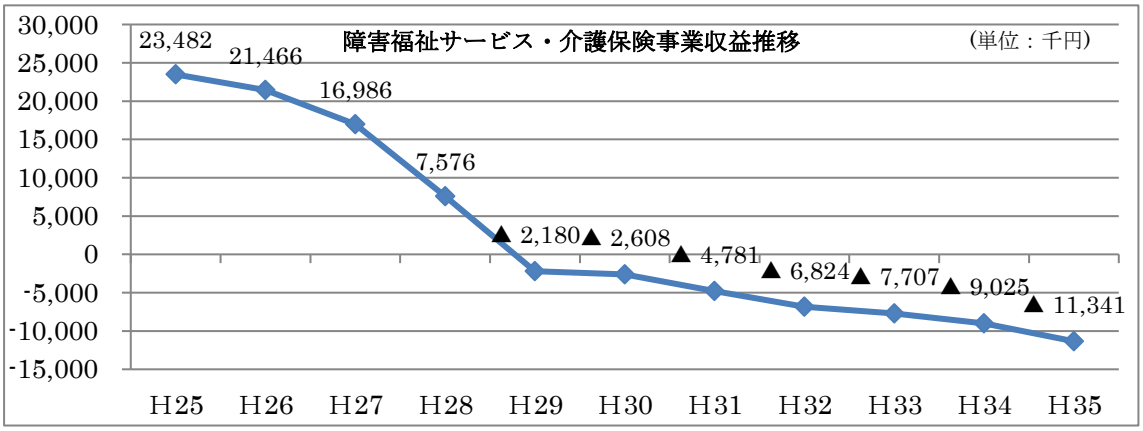

※（～H29 決算ベース）（Ｈ３０～Ｈ３５推計ベース）

（２）寄付金の減少

社会的に葬儀形式が変化したことに伴い、主要収入源であった香典返しによる寄付が減少したことにより、寄付金（大口除く）は平成２０年の約２０００万円から平成２９年には約８００万円と４割に減少しています。岡山市だけではなく、全国の社会福祉協議会でも同様に寄付金は減少しており、今後も減少が続くものと見込まれます。

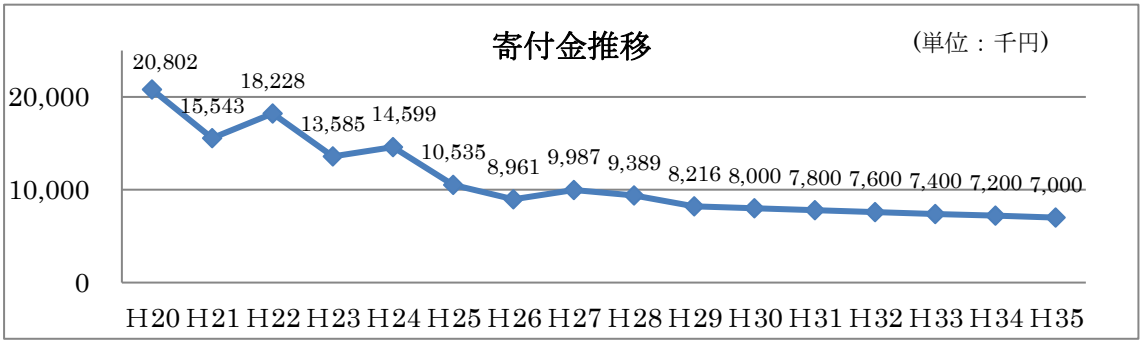

※（～H29 決算ベース）（Ｈ３０～Ｈ３５推計ベース）

（３）補助金収入が政令市最下位

①市の法人運営人件費補助は７０％となっていることから、残り３０％（約５０００万円）を他の収入で賄う必要があります。

②これまでは障害福祉サービス・介護保険事業や寄付金収入等で賄ってきましたが、近年、自主収入が減少し、赤字が続いている状況です。

③人件費補助率について、他政令市と比較すると１８市中１５位と低い状況です。

④また、他都市では社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーなどを配置し、その人件費を市独自で補助している事例もありますが、岡山市ではそういった事業を行っておらず、補助を行っていません。

⑤このため、岡山市社会福祉協議会への全体補助額については政令市２０市中最下位となっており、本市は他都市に比べ、補助額が極端に少ない状況です。

⑥このように、他都市に比べて市の補助金が少ないことで、岡山市社会福祉協議会の経営悪化は深刻な状況となっています。

社会福祉協議会決算における政令市比較（平成２９年度決算ベース）

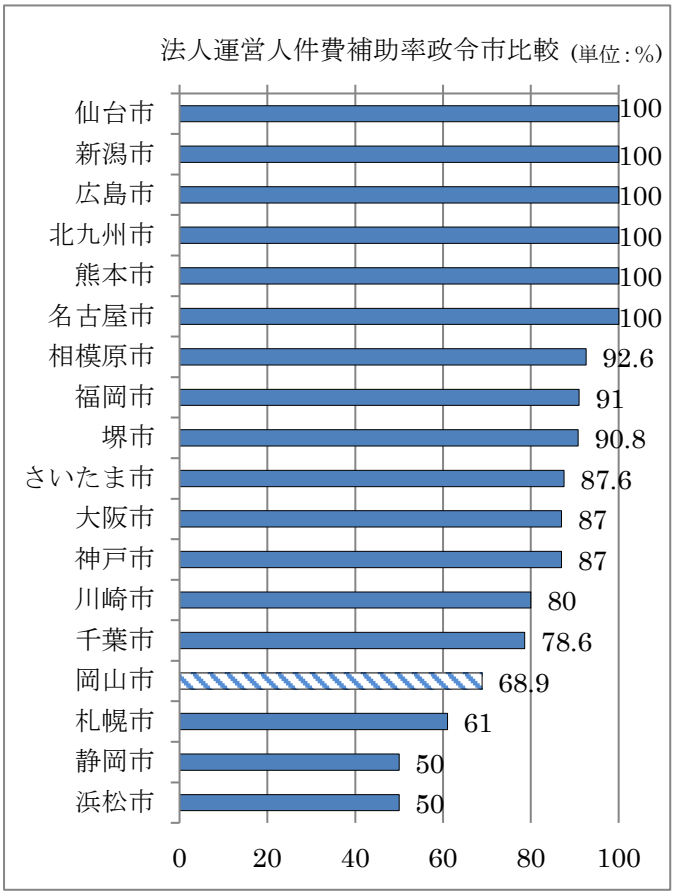

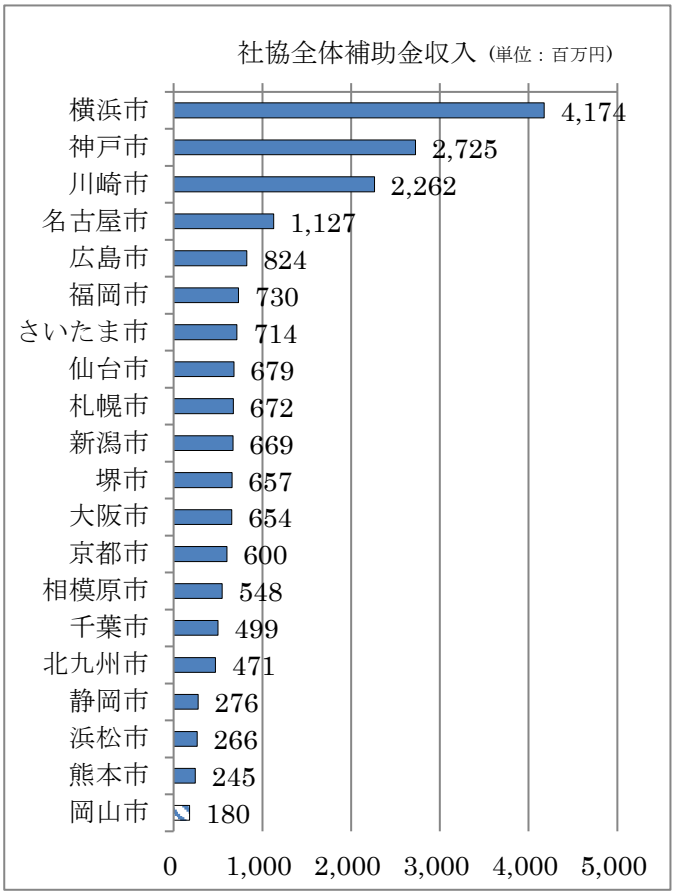

３．これまでの見直しについて

このように厳しい財政状況の中、岡山市社会福祉協議会では財政の抑制と自主収入の確保に努めてきました。具体的には次のとおりです。

（１）会員会費の確保

①会員会費は、社会福祉協議会の大きな自主財源の一つになっていますが、全国的に会員が減少し、会員会費収入は横ばいまたは減少傾向にあります。

②このような状況の中、岡山市社会福祉協議会においては、平成１１年度より愛育委員協議会の協力を得て、個別会員の募集を強化しました。
その結果、会員会費収入は平成１１年度約８５０万円でしたが、平成２８年度には約２２００万円と３倍近くになっており、全国でも会費収入を増やした数少ない成功事例の一つとなり、政令市の中で比較しても人口１人あたり会員会費額は８位と上位になっています。

③しかしながら、短期的にこれ以上会員会費を大きく伸ばすことは困難です。

〇指定都市社協の会員会費収入（H２８年度実績）

都市名	会員会費（円）	人口割合（円）	順位
新潟市	80,216,219	100.2	1
静岡市	59,223,373	85.2	2
仙台市	86,396,647	79.4	3
相模原市	37,056,970	51.3	4
さいたま市	62,855,514	48.5	5
千葉市	42,452,765	43.4	6
浜松市	34,119,193	43.0	7
岡山市	22,397,400	31.1	8
堺市	10,623,000	12.8	9
広島市	8,041,000	6.7	10
横浜市	22,514,000	6.0	11
北九州市	4,961,000	5.2	12
京都市	6,335,000	4.3	13
熊本市	3,115,000	4.2	14
神戸市	6,063,975	4.0	15
名古屋市	6,818,400	2.9	16
川崎市	3,769,187	2.5	17
札幌市	934,000	0.5	18
福岡市	580,000	0.4	19
大阪市	503,000	0.2	20

（２）職員採用の抑制

職員の採用については、岡山市が法人運営人件費補助率約７０％かつ補助人員上限を２３人と決めていたことから、職員の採用は退職者の補充または、岡山市から新たに事業を受託した際などに限定し、採用の抑制に努めることで、赤字の抑制に努めてきました。

（３）事務費の抑制

①自動車やコピー機などについては新品ではなく中古品を購入することで経費の節減に努めています。

②また、電話機については１８年間使用し、修理対応ができなくなってから、やむなく買替を行うなど節減の努力を重ねてきましたが、経費節減のため、一部のパソコンにパワーポイントやアクセスについて導入していないなど、赤字を少しでも削減しようとした結果、業務の効率低下となっている事例も見受けられます。

４．組織体制について

（１）平成１７年、１９年の町合併により介護保険事業や施設の運営・管理等の指定管理業務といった事業が増え、人員も増加していますが、合併後、事業の整理ができてない状況です。（介護保険事業・指定管理業務職員：１５６人中５５人（平成３０年４月１日時点））

（２）一方、地域福祉事業やボランティア等、社会福祉協議会が本来行うべき事業については人件費補助が７０％かつ補助上限が２３人という状況の中、人員を増やすと赤字が拡大することから、人員の増加が計画的かつ十分にできていません。

（３）結果、地域福祉・ボランティアに従事する職員は政令市で比較すると人口１０万人あたり最下位となっており、脆弱な体制となっています。

（４）また、初任給については政令市１９位、県内都市でも１４位中１３位と低い状況であり、給料表についても平成１９年度以降改定を行っておらず、組織の実態や時代の変化に合わせた給与体系になっていません。また、職員採用については前年度１月以降と一般企業の内定がすでに終了している時期に行っていることから、優秀な人材確保が困難な状況です。

（５）さらに、職員採用に関しては、財源の裏付けがないままに職員採用をすることができず、計画的な採用ができないことで、年齢構造がいびつになっています。正規職員４７人（介護保険職員除く）の平均年齢は 38.4 歳であり、20 歳代後半と 40 歳代前半に偏っており、今後、バランスのとれた年齢構造となるよう採用の在り方を検討する必要があります。

（６）市からの様々な委託・補助事業を岡山市社会福祉協議会は実施していますが、このような状況下で事業成果を出していくのは困難な状況です。

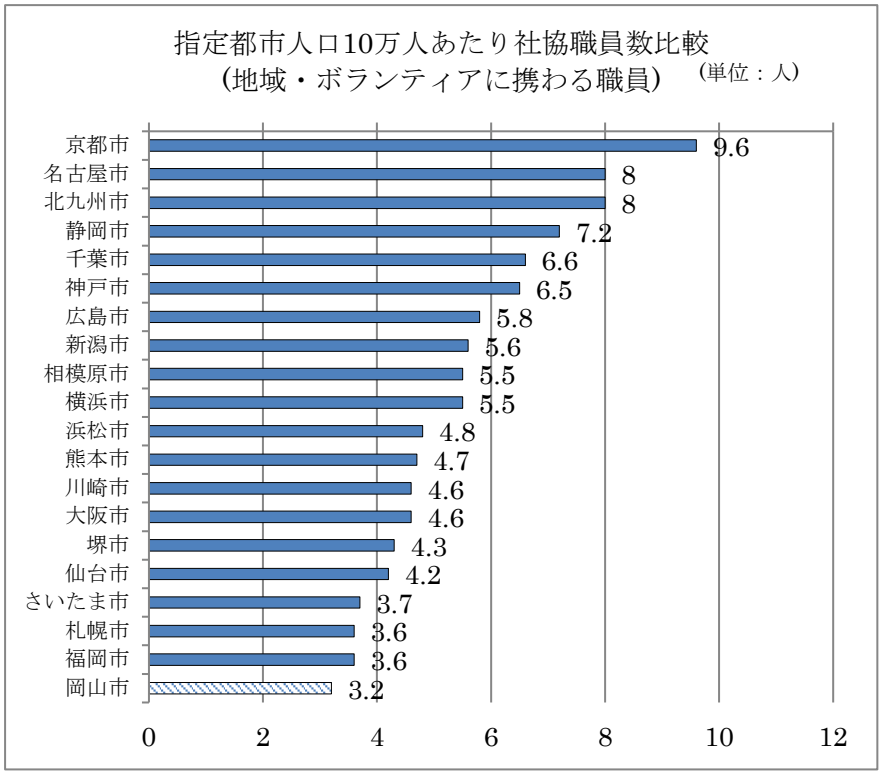

岡山県内都市社協大卒初任給一覧表(H30.4 月時点)

都市名	大卒初任給(円)	順位
倉敷市	181,000	1
瀬戸内市	179,200	2
玉野市	172,300	3
備前市	172,200	4
津山市	171,300	5
真庭市	171,000	6
高梁市	170,200	7
赤磐市	170,100	8
笠岡市	168,600	9
総社市	167,600	10
井原市	167,200	11
美作市	164,200	12
岡山市	161,200	13
新見市	159,700	14

政令指定都市社協大卒初任給一覧表(H30.4 月時点)

都市名	大卒初任給(円)	順位
京都市	181,900	1
広島市	179,100	2
横浜市	177,700	3
川崎市	176,900	4
神戸市	176,000	5
相模原市	175,500	6
堺市	175,400	7
仙台市	175,400	8
浜松市	172,200	9
名古屋市	171,900	10
大阪市	171,700	11
千葉市	170,378	12
静岡市	169,700	13
新潟市	167,600	14
福岡市	167,300	15
熊本市	166,200	16
さいたま市	165,700	17
北九州市	163,300	18
岡山市	161,200	19
札幌市	157,300	20

５．将来推計

（１）介護保険事業の収益については他の民間サービスとの競合がある中、サービス利用者は今後減少していくことが見込まれ、さらに赤字は拡大する見込みです。

（２）また、寄付金も時代や環境の変化で減少していく見込みです。

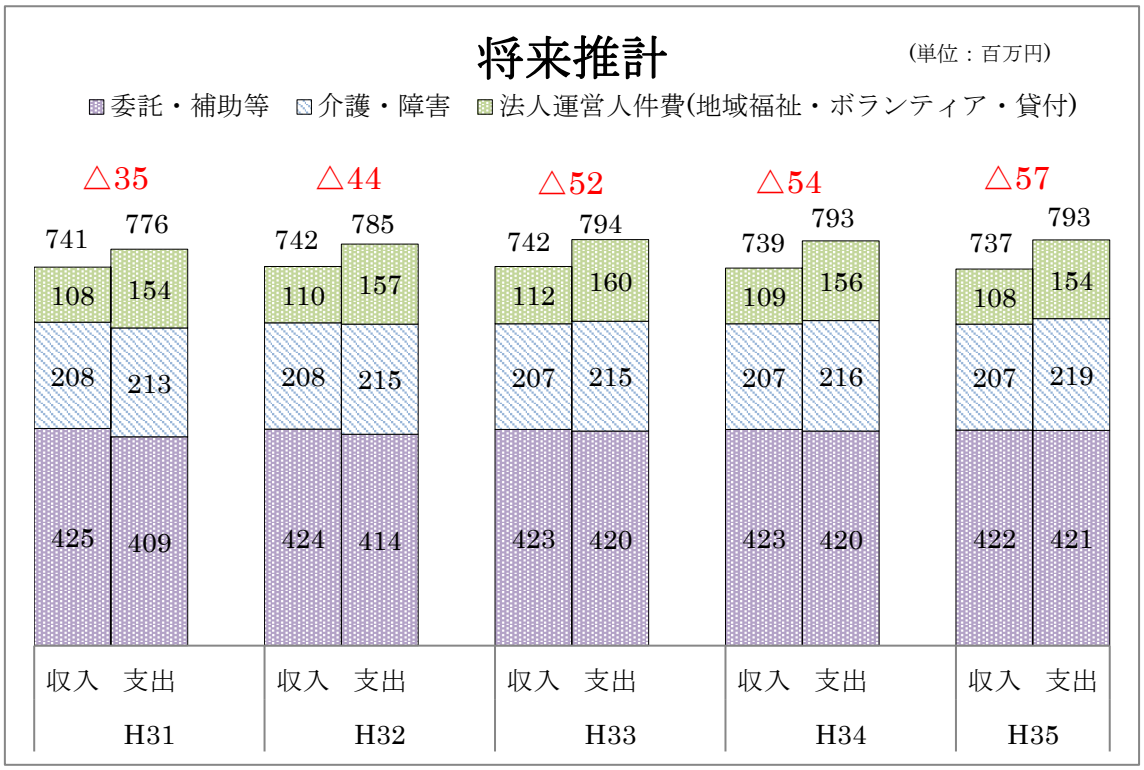

第４章　改革の方向性

１．論点の整理

（１）障害福祉サービス・介護保険事業収益は減少し、今後も減少は続く見込みです。また、限られた人員の中、本来社会福祉協議会が担うべき機能に特化して事業を実施してく必要があります。

（２）岡山市社会福祉協議会の自主収入は限定的かつ、時代や環境の変化で減少していく中、今後、赤字は拡大する見込みです。

（３）そういった中、これまで会員会費や職員採用の抑制、事務費の抑制など努力を重ねてきましたが、赤字の改善には至りませんでした。

（４）赤字の要因は、障害福祉サービス・介護保険事業収益や寄付金の減少、また、市の法人運営人件費補助が約７０％と他政令市と比べて少なく、社会福祉協議会の補助金収入が政令市最下位と不十分であることです。

（５）なお、寄付金や会員会費は地域のサロン活動や見守り活動などの地域福

祉活動費に充てるべき性質のものであり、人件費等の赤字補填に使われる性質のものではありません。

（６）そして、将来的なビジョンを持たないまま、１年毎の短期的な視点での対応に終始したため、有効な対応策をとれず、基金が減少していったという現状があります。

（７）その結果、岡山市社会福祉協議会は計画的な組織体制の見直しや職員採用できず、地域福祉・ボランティアに係る職員数は政令市最下位となり、社会福祉協議会が担うべき業務である地域福祉活動が不十分な状況です。

（８）このような状況を踏まえ、改革の方向性を次のとおりとします。

２．方向性

（１）民間で実施可能な事業の移管・廃止

介護保険事業や施設運営・管理の指定管理業務など、民間で実施可能な事業については移管・廃止し、地域福祉活動など本来社会福祉協議会が担うべき機能に特化し、事業を進めていきます。

（２）財政基盤の強化

介護保険事業等の移管・廃止により将来的な赤字を抑制し、岡山市から必要な補助金を支出してもらうことで、赤字体質から脱却し、健全な財政運営を計画的に行っていきます。

（３）社会福祉協議会が担うべき機能の強化

上記「（１）民間で実施可能な事業の移管・廃止」、「（２）財政基盤の強化」の改革を実行し、事業の見直しを図り、財政運営の基盤を固めた上で、社会福祉協議会が本来果たすべき機能である地域福祉活動の充実を図っていきます。

第５章　改革の具体的内容

１．民間で実施可能な事業の移管・廃止

介護保険事業や施設運営・管理の指定管理業務など、民間で実施可能な事業については移管・廃止し、地域福祉活動など本来社会福祉協議会が担うべき機能に特化し、事業を進めていきます。具体的には次のとおりです。

（１）移管・廃止事業

番号	事業名	方針	見直し時期	移管・廃止の理由	事業形態
1	障害者スポーツ大会への選手派遣	民間へ移管	2019 年 3 月	民間でも実施可能な事業であることから移管。	受託事業
2	瀬戸町デイサービスセンター事業	民間へ移管または廃止	2020 年 3 月	地域で民間事業者が同事業を行っており、民間でも実施可能な事業のため民間業者へ移管または廃止。	自主事業
3	建部町デイサービスセンター事業	民間へ移管または廃止	2021 年 3 月	地域で民間事業者が同事業を行っており、民間でも実施可能な事業のため民間事業者へ移管または廃止。	指定管理事業
4	訪問介護事業（建部）	民間へ移管または廃止	2021 年 3 月	地域で民間業者が同事業を行っており、民間でも実施可能な事業のため民間事業者へ移管または廃止。	自主事業
5	居宅介護支援事業（建部）	民間へ移管または廃止	2021 年 3 月	地域で民間業者が同事業を行っており、民間でも実施可能な事業のため民間事業者へ移管または廃止。	自主事業
6	岡山市一人暮らし高齢者等給食サービス促進事業（ひまわり給食サービス：建部分）	民間へ移管または廃止	2021 年 3 月	民間でも実施可能な事業であること、また通所介護保険事業と一体的な事業であるため，個別事業としての事業継続が不可能であることから廃止。	受託事業
7	老人憩の家「松尾園」の管理運営	民間へ移管	2021 年 3 月	建物管理事業であり、民間でも実施可能な事業であることから民間業者へ移管。	指定管理事業

8	建部町在宅福祉センター「ほのぼの荘」の管理運営	民間へ移管	2021 年 3 月	建物管理事業であり、民間でも実施可能な事業であること、また「通所介護保険事業（建部）」と一体的に実施していることから「通所介護保険事業（建部）」の見直しに合わせて民間事業者へ移管。	指定管理事業
9	福寿苑	民間へ移管	2021 年 3 月	建物管理事業であり、民間でも実施可能な事業であることから民間事業者へ移管。	指定管理事業

（２）今後見直しの検討が必要な事業

番号	事業名	事業内容	現状と今後の方針	事業形態
1	障害者居宅支援事業	・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援、相談支援事業所	民間事業者でも実施可能な事業であるが、計画相談、同行援護については市内でサービスが十分ではないことから、今後障害福祉サービス全体の動向も踏まえながら、見直しの在り方について検討していく。	自主事業
2	全国健康福祉祭（ねんりんピック）	参加者の手配及び引率	政令市移行後から独自に選手団を結成して事業実施。民間での実施も可能と思われるが、岡山県社会福祉協議会等との連携や合同説明会の実施等についても検討が必要である。	受託事業

２．財政基盤の強化

（１）介護保険事業等の移管・廃止により将来的な赤字を抑制し、見直し実施後の赤字部分については市の補助金により、収支の均衡を図ります。

（２）また、赤字の要因となっている市の人件費補助率７０％について、改革や見直しを進める中で、将来にわたって安定的な財政運営ができるよう、市に見直しを求めていきます。

（３）なお、市補助額を７０％から１００％に増額になったとしても、社会福祉協議会全体補助額は政令市比較で最下位であることから、引き続き市に対して市社会福祉協議会の活動が十分に行えるよう補助を求めていきます。

（４）これらにより、健全な財政運営を計画的に行い、計画的な職員採用も実施していきます。

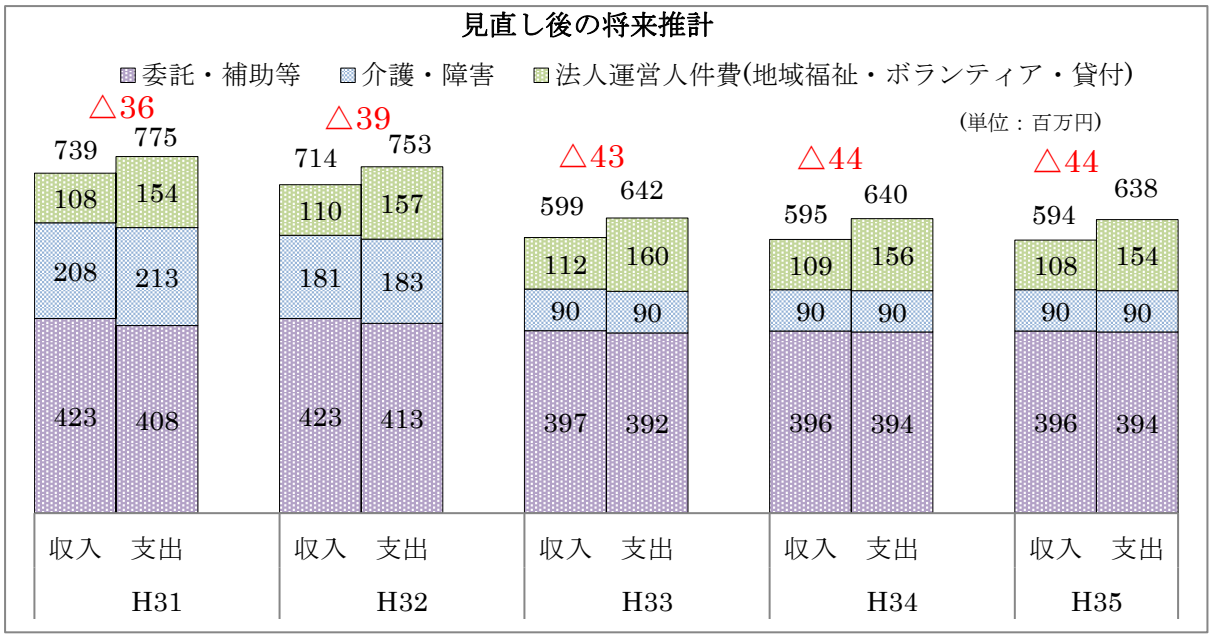

（単位：千円）

年度	H３１	H３２	H３３	H３４	H３５
現行割合による人件費補助額①	107, 811	109, 594	111, 764	109, 456	107, 583
追加の人件費補助額　②	35, 898	39, 452	42, 769	43, 759	44, 437
人件費合計　③=①+②	143, 709	149, 046	154, 533	153, 215	152, 020
人件費（支出）　④	153, 619	156, 564	159, 663	156, 367	153, 691

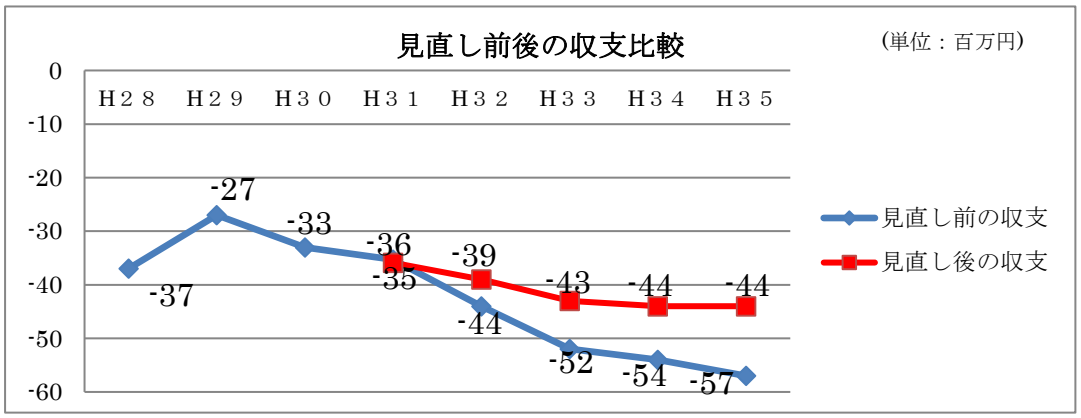

（単位:千円）

年度	H３１	H３２	H３３	H３４	H３５
見直し前の収支　⑤	−35, 322	−44, 198	−51, 627	−53, 864	−56, 787
見直し後の収支　⑥	−35, 898	−39, 452	−42, 769	−43, 759	−44, 437
見直しによる影響額　⑦=⑥−⑤	−576	4, 746	8, 858	10, 105	12, 350
５年合計　⑦の累計	−576	4, 170	13, 028	23, 133	35, 483

※見直し後の収支不足額（⑥）は、市補助金の支援により収支の均衡を図る。

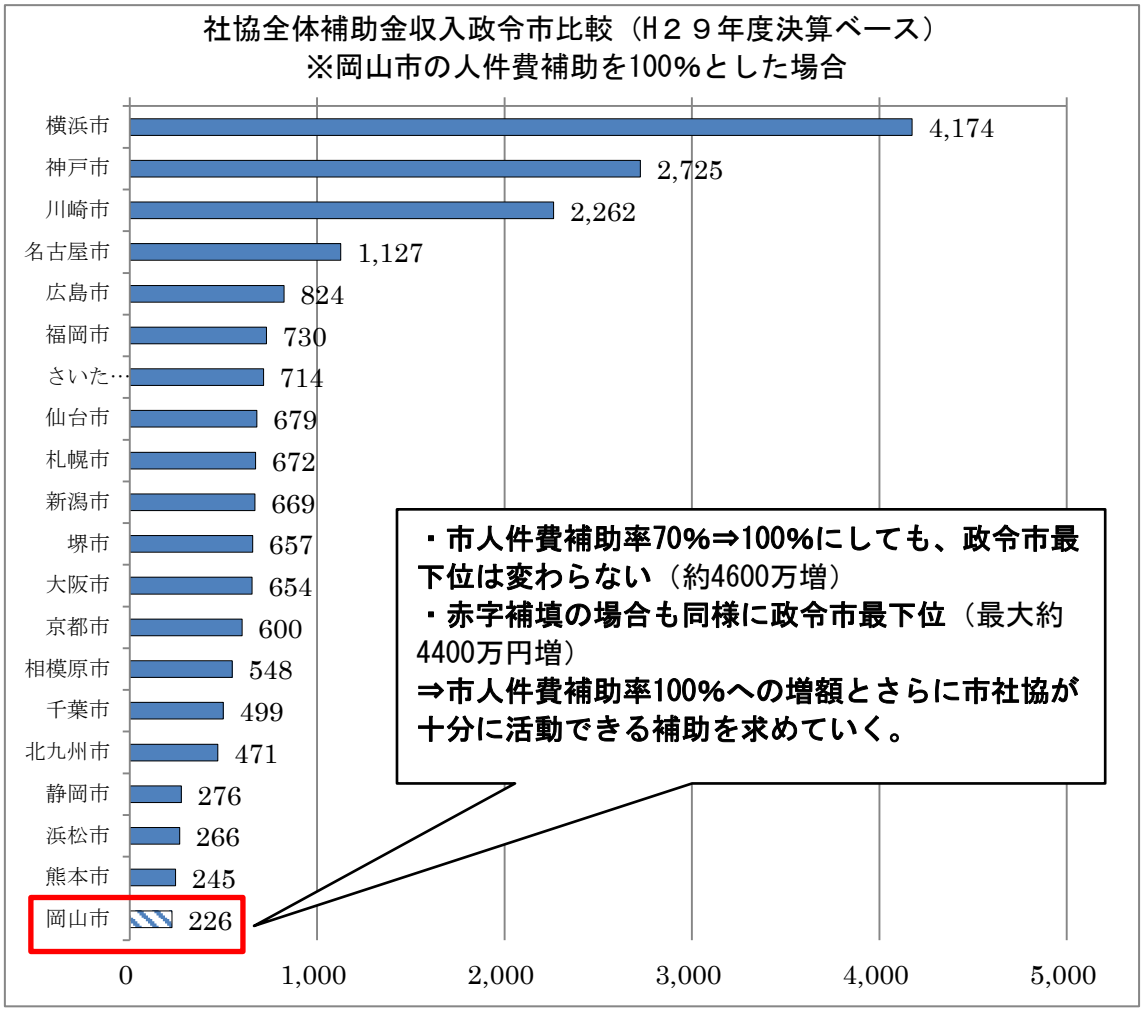

３．社協が担うべき機能の強化

（１）上記「１．民間で実施可能な事業の移管・廃止」、「２．財政基盤の強化」の改革を実行し、事業の見直しを図り、財政運営の基盤を固めた上で、社会福祉協議会が本来果たすべき機能である地域福祉活動の充実を図っていきます。

（２）充実を図っていくために、ＯＪＴや研修などの人材育成の仕組みの構築や組織体制の見直しなどを行っていくことで、職員一人ひとりの質の向上を図るとともに、効果的・効率的に事業を実施できる組織体制を構築していきます。

（３）また、初任給、給料表の見直しや、やりがいのある魅力ある職場づくりを行っていくことで、優秀な職員確保や職員の離職防止に努めます。

（４）将来を見据えた計画的な職員採用を行っていくとともに、職員増員や事業実施にあたっては、国庫補助事業等、有利な財源を積極的に活用していき、地域福祉活動を充実するための人員の増加を検討していきます。

【機能強化にあたって今後行っていく事項】

番号	項目	内容
1	研修の充実	初任者研修、中堅研修、管理職研修、各専門分野別研修の実施・参加
2	外部研修への積極的な参加	全国社会福祉協議会及び岡山県社会福祉協議会等による外部研修に積極的な参加
3	課の枠を超えた連携会議の実施	地域福祉課や総合相談課といった課の枠を超えた連携会議を実施し、個別課題から地域の課題を把握し、地域福祉活動の充実に生かしていくなど、社協全体での取組を実施。
4	トレーナー・メンター制度の導入	新入職員や若手職員が仕事や日常生活の不安を解消するためのトレーナー・メンター制度の導入
5	キャリアパスの構築	経験すべき業務や異動サイクル、昇任・昇格の道筋を示すキャリアパスの構築
6	給与表の見直し	平成１９年度以降見直していない給与表について、職員の能力や、やる気を引き出せるよう見直しを検討
7	初任給の見直し	政令市・県内都市で最下位クラスの初任給の見直しの検討
8	人材育成方針の作成	上記項目等を盛り込んだ人材育成方針の作成
9	職員採用計画の作成	職員採用計画を作成し、計画的な採用を実施
１０	国庫補助事業等、有利な財源の活用	国庫補助事業等、有利な財源を積極的に活用していき、地域福祉活動を充実するための人員の増加を検討